

令和元年5月17日

人事院事務総局

職員福祉局職員福祉課長

「人事院規則10—7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の改正後の妊産婦である女子職員に対する規定の運用について」の一部改正について（通知）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「人事院規則10—7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の改正後の妊産婦である女子職員に対する規定の運用について（平成10年2月13日職福—62）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年5月17日以降は、これによってください。

記

別添例中「平成 年」を「令和 年」に改める。

以 上